

第 42 回医療放射線の安全利用フォーラム

医療放射線の安全利用に関する提言

放射線診療が患者に与える恩恵については異論のないところである。

しかし、医療スタッフの被ばく管理については、放射線診療従事者が適切に選任されていない等、一部の診療領域以外では注目されてこなかった。

今後も継続して放射線診療が発展し患者がその恩恵を享受しつづけるために、当フォーラムは以下の対応を提言する。

- ・ 医療機関の統括責任者は放射線の安全利用に関する最高責任者として、十分な情報と知識を持ち管理に努める必要がある。（統括管理）
- ・ 適切な個人線量計測の実施と診療現場の放射線量の適切なモニタリング、適切な装置の運用や防護板等の利用を実施する。（作業環境管理）
- ・ 現場の管理者は、防護具の利用等の必要な防護対策の実施を促し、その結果を医療スタッフが共有する。（作業管理）
- ・ 医療機関では一般定期健康診断に追加して放射線の特殊健康診断を実施する。（健康管理）
- ・ 放射線診療に従事するスタッフは、労働安全衛生法の有害業務従事者に義務付けられている配属前の教育に加えて、配属後も定期的に十分な職場教育を受けるべきである。（労働衛生教育）
- ・ 放射線診療の現場で放射線の安全利用に関する PDCA を回す。